

瀬戸内市シティプロモーション業務委託仕様書

1. 業務名

瀬戸内市シティプロモーション業務

2. 業務目的

本市におけるシティプロモーション業務は、「第2期瀬戸内市太陽のまち創生総合戦略」において、本市と継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大を図り、ひいては移住・定住する人が増えることを目指しており、そのために、魅力ある様々な地域資源等を広く市内外にPRすることで、まちの認知度・好感度・価値の向上を促進し、持続可能なまちづくりの推進に取り組むこととしている。

以上を踏まえて、本業務では市内だけに留まらず東京圏等市外での人的ネットワークを構築し、「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」をキャッチコピーとして、SNS等を活用した効果的な情報発信、関係人口拡大のためのプラットフォームの運用などにより、瀬戸内市のファンを獲得するとともに、その関係を継続すること、また、ふるさと納税による税外収入の獲得に寄与することを目的とする。

3. 委託期間

業務委託契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

4. 業務委託履行場所

受注者の事業所及び瀬戸内市内

5. 業務内容

(1) 現在運用中の瀬戸内市のファン組織「せとうちファンクラブ(令和4年度末会員数:2,122人)」について、ファンクラブの機能を充実させ、会員数の拡大と会員同士の交流の活性化を目指し、会員特典の付与や会員限定企画の運用などを含めた管理、運用を行う。主な業務内容は以下のとおりとする。

- ① せとうちファンクラブの会員管理
- ② ファンクラブ会員証・会員名刺の作成及び発送
- ③ ファンクラブ特典加盟店舗の拡充
- ④ ファンクラブ対象キャンペーン企画の実施
- ⑤ 会員の拡大とファンクラブの活性化
- ⑥ その他

(2) 本市と多様な形で関わる関係人口拡大のためのプラットフォームとして、魅力ある地域資源及び本市の取り組み等について広く市内外に情報発信が行えるよう、既存のせとうちファンクラ

ブの Web サイト (<https://setouchi-fc.com/>) を瀬戸内市シティプロモーション特設サイト (仮称) にリニューアルし、デザインの構築やコンテンツの制作を行う。また、制作されたコンテンツの情報については、市内外に広く届くようにサイト内に掲載するだけでなく、SNS (Twitter、Facebook、Instagram) などの情報発信ツールを活用して、効果的な情報発信とネットワークの充実を図る。なお、SNS における情報発信は月 5 回以上行うものとする。

- (3) 瀬戸内市の情報誌を作成し、情報発信のツールとして活用する。情報誌は、紙媒体での発行回数を 2 回 (各回 A 4 サイズのカラー版で 8 ページ程度) とする。その内 1 回は、25,000 部程度印刷し、主にファンクラブ会員及びふるさと納税の寄附者に対して 11 月中に発送を行う。また、もう 1 回は 1,000 部程度を印刷し、本市の窓口や会員特典提供店等で設置配布を行うものとする。なお、オンラインでも閲覧できるようデータ版も提出し、瀬戸内市シティプロモーション特設サイト (仮称) にも掲載すること。
- (4) 瀬戸内市の認知度向上を図るため、市内だけに留まらず東京圏等市外において人的ネットワークを構築し、個人または企業等に対して、瀬戸内市の情報発信 (歴史や文化資源、地域団体や市政の取り組み、地域ブランド、観光、産業、移住定住等) を行うとともに、必要に応じてイベントの開催・参加等を検討する。情報発信やイベントは、せとうち PR 大使 (トロンボーン奏者馬場桜佑氏) 及び瀬戸内市マスコットキャラクター「セットちゃん」等と連携し効果的に行うものとする。
- (5) 瀬戸内市の実施しているプロジェクト等を PR し、市のふるさと納税を紹介することにより、寄附金を募集する。
- (6) その他本市のシティプロモーションを実施するにあたり、効果的な手法があれば提案し、実施すること。経費は全て委託料に含むものとする。

6. 業務目標設定等

業務内容 (1) のせとうちファンクラブの会員数を前年度末から 20% 増加を目指す。

業務内容 (3) で作成した情報誌を送付した対象者によるふるさと納税の目標寄附額を、60,000,000 円 (参考値) とする。

7. 業務委託予算額

業務委託に係る予算額は、7,500,000 円 (消費税及び地方消費税を含む) を限度とする。

※委託業務の実施に必要な実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。

8. 事業成果報告

事業実施に係る成果報告は、次のとおりとする。

- (1) 活動報告書一式 (1 か月分を翌月 10 日までに提出すること。)
- (2) その他資料一式 (その都度提出すること。)

9. 業務に係る注意事項

(1) 協議

市と受注者とは、本業務遂行のための必要な打ち合わせ等を、契約期間中にオンラインにより月1回、対面により3回以上行うものとする。なお、契約締結後ただちに1回目の対面による打ち合わせを行い、その他の打ち合わせ時期については協議の上決定することとする。

(2) 守秘義務

- ① 受注者は、瀬戸内市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ② 受注者は、本業務を通じて知り得た個人情報や業務上の秘密を第三者に漏洩すること及び資料並びにデータの紛失、滅失、既存、盗難等を防止するために必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 本業務を遂行する上で生じたデータ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、市の指示に従うものとする。

(3) 検査及び引き渡し

本業務が完了した場合であっても、内容の不備及び不完全部分が発見された時は、受注者の負担と責任で直ちに修正し、再度提出するものとする。

(4) 権利関係

- ① 本業務の履行に係る成果物（印刷物や中間成果等）の所有権、著作権等の知的財産権その他一切の権利はすべて市に帰属する。
- ② 成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には当該著作物に係る著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利）については、当該著作物の引き渡し時に市に無償で譲渡するものとする。
- ③ 本業務を履行する際に、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任及び費用負担を負うものとする。

(5) 再委託

本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、あらかじめ書面により市の承諾を得た場合はこの限りではない。

10. その他

本業務の受注者は、以下の内容に留意し業務を遂行すること。

- (1) 受注者は本業務の実施にあたっては、各種関係法令、市関係条例・規則等を遵守し、適正な運営に努めること。
- (2) 契約後、速やかに市の担当者と打ち合せた上で作業計画書及び実施体制図を提出し、承諾を得ること。
- (3) 疑義が生じた場合や、緊急事態時には速やかに市と協議できる体制を整えること。
- (4) 再度疑義が生じないよう協議内容は記録等を整理しておくこと。

- (5) 業務実施に必要な資料がある場合は可能な限り貸与するが、業務終了後速やかに返却すること。
- (6) 本業務は単年度では成果が得られにくいことから、履行状況が良好であり一定の評価基準を満たしていた場合、3年間の範囲内で地方自治法施行令第167条の2各号により随意契約し継続することがある。
- (7) その他、仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と協議の上決定する。